

特別天然記念物野幌原始林保存活用計画について

特別天然記念物野幌原始林保存活用計画について

1.これまでの経過

経過	北広島市特別天然記念物野幌原始林調査委員会
令和2年 (2020年)	北広島市特別天然記念物野幌原始林調査委員会設置(委員長：露崎史郎 北海道大学教授) (委員5名で任期は令和2年6月1日～令和5年5月31日)
	第1回 調査委員会 (6月27日(土))
	第2回 調査委員会 (7月29日(水))
	第3回 調査委員会 (2月5日(金))
令和3年 (2021年)	第1回 調査委員会 (9月22日(水))
	第2回 調査委員会 (2月4日(金))
令和4年 (2022年)	第1回 調査委員会 (6月24日(金))
	第2回 調査委員会 (10月13日(木))
	第3回 調査委員会 (2月3日(金))

・野幌原始林に生息・生育する動植物等を調査することを目的にし、保存活用計画に必要な情報を収集した

経過	北広島市特別天然記念物野幌原始林保存活用計画検討委員会
令和5年 (2023年)	北広島市特別天然記念物野幌原始林保存活用計画検討委員会設置(委員長：露崎史郎 北海道大学教授) (委員7名で任期は令和5年6月1日～計画策定が終了するまで)
	第1回 検討委員会 (7月19日(水))
	第2回 検討委員会 (11月16日(木))
	第3回 検討委員会 (2月8日(木))
令和6年 (2024年)	第1回 検討委員会 (4月24日(水))
	第2回 検討委員会 (8月30日(金))

・特別天然記念物野幌原始林の適正な保存及び活用に向けた計画を策定することを目的に委員会を設置

2.計画策定の背景・目的

北広島市内にある野幌原始林は1921年(大正10年)3月3日に天然記念物に指定され、1950年(昭和25年)の文化財保護法制定によって1952年(昭和27年)3月29日に特別天然記念物となりました。2019年(令和元年)10月には、国有林の北側に隣接する約20.2haの範囲が「既指定地に続く落葉広葉樹林二次林が良好な自然回復を呈しており、今後も良好な自然環境となることが期待できる」という理由により追加指定されました。

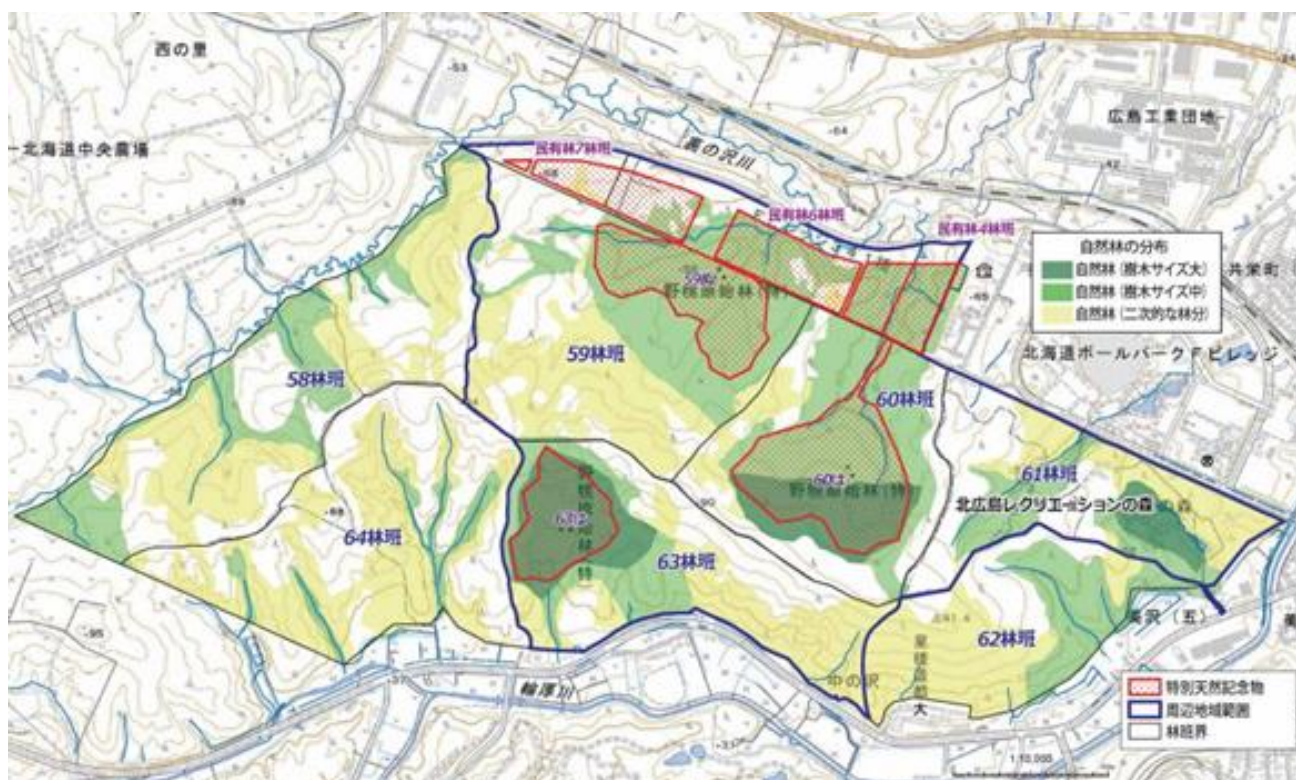
本計画は、100年以上にわたり保全されてきた既指定地と、森林回復の途上にある追加指定地の2つの指定地において、変化しつづける森林を適切に保全・再生していくための課題や手法、より良い活用の方向性を示すことを目的として策定するものです。

●野幌原始林の概要

名称：野幌原始林
種別：特別天然記念物
所在地：北海道 北広島市（石狩森林管理署 59 林班は小班、石狩森林管理署 60 林班は小班、石狩森林管理署 63 林班は小班、共栄 278 番 2 1、西の里 30 番 3、西の里 36 番、西の里 38 番、西の里 41 番 5、西の里 49 番 4、西の里 50 番、西の里 186 番 5、西の里 186 番 8、西の里 190 番、西の里 191 番 5、西の里 197 番 4、西の里 200 番 4、西の里 208 番 4、西の里 209 番 7）
指定年月日：1921 年（大正 10 年）3 月 3 日
特別指定年月日：1952 年（昭和 27 年）3 月 29 日
追加指定年月日：2019 年（令和元年）10 月 16 日
指定基準：植物（二）代表的原始林、稀有の森林植物相
管理団体：北広島市（北海道北広島市中央 4 丁目 2 番地 1）

(ha)	面積	国有林	北広島市	民有地等
指定地	61.9	41.7 67%	17.4 28%	2.8 5%
既指定地	41.7	41.7		
追加指定地	20.2		17.4	2.8
周辺地域 (指定地を含む)	247.4	212.7 86%	25.6 10%	9.1 4%

計画の対象範囲



3.野幌原始林の本質的価値

1921年（大正10年）の天然記念物指定時には、指定基準として「植物」の「（二）代表的原始林、稀有の森林植物相」が挙げられています。そして、指定時に行われた三好博士の調査をもとに、石狩平野に遺存する唯一の原始林であることや、国内に残る代表的な原始林の一つであることが指定理由としてあげられました。

また、森林の様子として、針葉樹ではトドマツがもっとも多く、広葉樹ではハリギリ、カツラ、ミズナラ、シナノキ、イタヤカエデ、ホオノキが多いこと、これらの樹木にヤマブドウ、サルナシ、ツルアジサイが付着し、林床にはチシマザサ等が密生していることなどが記載されています。

2019年（令和元年）の追加指定時にも基本的に1921年（大正10年）当時の指定理由が踏襲され、「野幌原始林は、開拓によって消失した石狩平野の自然において遺存する唯一の原生的な針広混交林である」と述べられています。また、追加指定地については「過去に伐採履歴があるものの、その後の回復が良好であり、原生的な森林の拡大・回復において極めて重要な森林である」としています。

野幌原始林は指定から100年以上が経過していますが、当時のような大径木を含む森林は今も見られ、指定に値するような価値が維持されています。一方で、その後の自然環境の推移や森林研究の発展を踏まえると、今日的な価値の評価は以下のようにまとめることができます。

野幌原始林の今日的な価値の評価

◆要素①石狩平野において、原生的な姿を残す森林の一つである

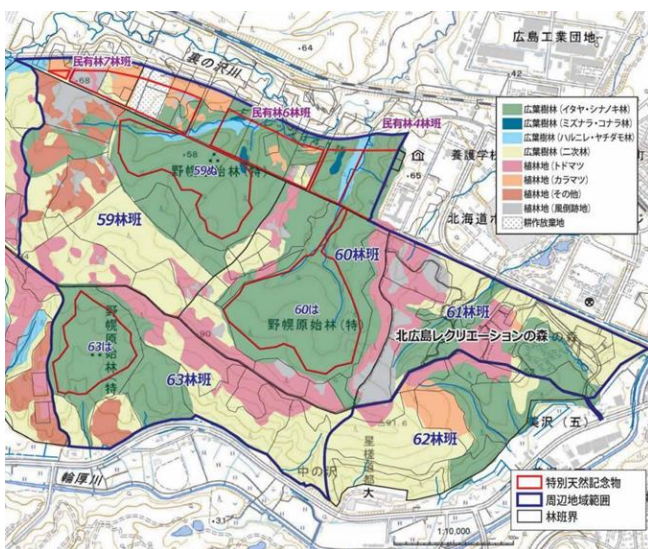
- ➔ 野幌森林公園とほぼ同等の発達した森林で、平野部のほとんどで失われた森林の姿を残す。
- ➔ 直径1mを超える巨木が残る非常に希少な森林である。

◆要素②多様な樹種からなる発達した森林である

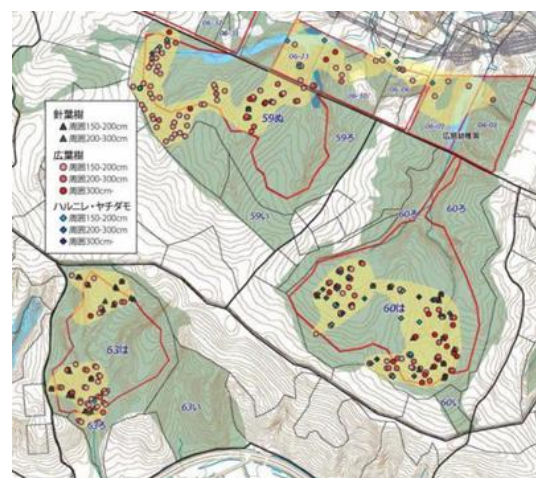
- ➔ 多様な広葉樹の巨木が現在も生育している。
- ➔ トドマツは明治以降の管理で増加し、戦後に台風の影響等により減少しているが、現在も一部エリアに生育しており、この森林を特徴づけている。

◆要素③追加指定地は原生的な森林の拡大・回復において重要である

- ➔ 追加指定地には湿性林やミズナラ・コナラ林などの多様なタイプの森林が含まれる
- ➔ 二次林・非自然林部分も含まれるが、多くは自然林に推移することが期待される



植生・森林分布（2022年度作成）



主な大径木の分布（2022年調査）



シナノキ



ミズナラ

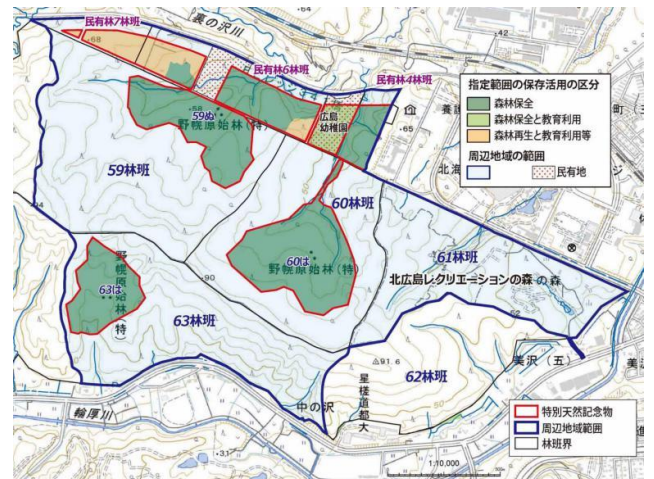
4. 保存・活用の基本方針とゾーニング

北広島市及び関係機関は、以下のような方針で保存・活用の取り組みを進めていきます。

- 残されている森林環境の保全（保存）を第一とする。
- 森林環境の劣化により本質的な価値が失われる危険性がないかモニタリングする。
- 森林環境の劣化により本質的な価値が失われる危険性があるときは対策を実施する。その際にも大きな改変等を与えないよう、慎重で自然の回復力を活かした受動的な手法を基本とする。
- 現在森林環境が失われている箇所については、モニタリングをしながら受動的な手法での自然林の再生を慎重に行う。
- 活用は、教育的な利用を基本とし、指定地の自然環境の価値や貴重性について理解を深め、森林環境を保全する姿勢・取り組みを育む場となるようにする。
- 保存と活用は、科学的及び教育学的な視点から評価を行い、影響や変化をモニタリングしながら行う。

このような基本方針を踏まえ、植生の現状と利用状況に基づいて指定地を3つのゾーンに区分しました。

- 「森林保全」ゾーン（51.4ha、83%）：現在自然林の状態が保たれている場所。
- 「教育利用」ゾーン（2.8ha、5%）：自然林を主とする植生で、教育機関が保有し森林教育が実践されている。
- 「森林再生」ゾーン（7.7ha、12%）：現在の植生は自然林ではないが今後再生を図っていく。



対象範囲のゾーニング

5. 活用の施策

活用 現状:幼保連携型認定こども園広島幼稚園による取り組み

追加指定地の自然林の一部では、広島幼稚園が森林環境を活かした幼児教育（森育）の場として活用している。動植物の観察など、森林環境を維持しながら年間を通しての教育活動が実践されている。

現状:北広島レクリエーションの森の取り組み

北広島市が国から貸与を受け、研修棟・散策路等を整備している。炊事遠足など身近な自然にふれる場として市民に親しまれているほか、自然学習・動植物の調査研究の場ともなっている。

活用の課題	対策となる施策
① 認知、理解の少なさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周知・理解を深める取り組みの実施 ・ 周辺施設の協力を得た周知活動の実施 ・ 学校教育カリキュラムへの組み込み ・ 保全・再生への市民参加の支援
② 立ち入りの難しさ、周辺地域と連動した利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北広島レクリエーションの森やエコミュージアムセンターを活用した取り組み

6. 運営・体制の整備

運営・体制

指定地の所有者は、林野庁に加えて北広島市と学校法人北広島龍谷学園（幼保連携型認定こども園広島幼稚園）となっている。文化財としての保存・活用は、文化財保護法に基づく「管理団体」として北広島市が担っていく。

運営体制の課題	対策となる施策
①指定地の自然林・非自然林における取り組みの連携	・現状把握、取り組みの検討は、北広島市文化財保護審議会において行なう。
②ボランティアグループ等の育成・協働	・関係する各機関が協力して保存・活用に取り組む。

7. 方向性（保存と活用）

保存

自然林：分断・小面積化しているところは森林が回復されるように努める

モニタリング調査の実施により指定地及びその周辺地域において生態系の変化を定期的に現地で記録する

非自然林：自然林が回復していくことに期待する

モニタリング調査を実施し、既指定地の良好な自然林（※目標）に近づくような姿を設定する

文化財保護審議会は、モニタリング調査等の結果を集約して現状の把握、取り組みの検討等を行う

活用

周知・理解：エコミュージアムセンターや北広島レクリエーションの森を活用する

＜モニタリング調査の結果やこれまでの調査内容等、エコミュージアムセンターで実施する企画展や常設展の展示更新・体験学習等において、定期的を開催する＞

活用：現在、広島幼稚園の敷地で取り組まれている森林教育は、指定地の森林環境と生息する動植物を活かしたものであり、継続的に活用できるよう支援する

文化財保護審議会ではこれらの実施した内容などについて、結果をお知らせし情報共有を図ります

※目標：直径 1m を超える巨木が残り多様な樹種からなるよく発達した自然林